

令和8年度高知県教育委員会免許法認定講習実施要項

(特別支援学校教諭1種又は2種免許状取得用)

1 目的

教育職員免許法の規定に基づき、免許状を取得するために必要な単位を修得させるとともに、現職教員の資質の向上を図ることを目的とする。

2 主催 高知県教育委員会

3 指導大学 高知大学

4 受講対象者

幼稚園、小学校、中学校又は高等学校教諭の普通免許状を有し、次の(1)又は(2)に該当する者(講習期間中において産休、育休若しくは病休を取得している者又は休職している者を除く。)であって、特別支援学校教諭1種又は2種免許状の取得を希望する者を対象とする。

(1) 特別支援学校に勤務する者又は勤務しようとする者

(2) 小学校、中学校若しくは義務教育学校において特別支援学級を担任している者又は担任をしようとする者

【※定員に達した場合の優先順位について】

県教育委員会では、これまで県立特別支援学校教員の、「特別支援学校教諭免許状の保有率向上に向けた8か年計画」を推進し、特別支援学校教諭2種免許以上の保有状況、専門性の向上、教育内容の充実のために取り組んできました。当該校種保有率については、調査当初の64.0%から、令和7年5月時点で84.9%に向上しており、成果が出てきております。また、併せて5領域保有率の向上にもつながってきております。このような成果を踏まえ、今後も免許保有率の向上を目指すとともに、県立特別支援学校教員の専門性の向上、教育内容の充実を図りたいと考えています。

また、今後の特別支援に関する教育においては、小学校、中学校及び義務教育学校で特別支援学級を担任している教諭の専門性の向上についても求められています。

これらのことから、**令和8年度の認定講習につきましては、当該科目が定員に達した場合、県内の特別支援学校(国公立)に勤務する主幹教諭、教諭で、当該障害種の2種免許及び5領域の2種免許の取得を目指す方(最優先は2種免許を取得していない方)、又は県内の小学校、中学校及び義務教育学校(国公立)において、特別支援学級を担任している教諭を優先して実施します。**

5 会場

高知県立人権啓発センター(高知市本町4丁目1番37号)

高知県立高知青少年の家(吾川郡いの町天王北1丁目14番地)

高知大学 朝倉キャンパス(高知市曙町2丁目5番1号)

6 開設科目及び日程等

令和8年度高知県教育委員会免許法認定講習実施計画書のとおりです。

受講希望科目の選択に当たっては、教職員・福利課ホームページに掲載している「特別支援学校教諭の免許制度について」及び「R8 参考資料」を参照してください。

7 受付及び講習時間割

受付・オリエンテーション	9:00～9:20	昼食	12:35～13:35
1時限	9:20～10:50	3時限	13:35～15:05
2時限	11:05～12:35	4時限	15:20～16:50

※講義の初日は、オリエンテーションを実施します。開始5分前に必ず着席してください。

※特別な事情により、日程や会場等に変更が生じる場合があります。

8 単位授与の条件

受講科目の授業時間数の5分の4以上出席し、試験又はレポートによる成績審査に合格した者に1単位授与します。

9 受講料

徴収しません。ただし、講師の指定する書籍や資料等の諸経費は受講者の負担とします。

10 受講申込

(1) 申込方法

受講希望者は、申込期限までに高知県電子申請サービスから手続きを行ってください。

なお、高知県内の学校で勤務している者は、所属長の承認を得て、申込をしてください。

【申込方法の詳細について】

※電子申請サービス【高知県教育委員会免許法認定講習受講申込書】利用の手引をご確認ください。

※入力終了後に入力していただいたメールアドレスに確認のメールが届きます。迷惑メール対策をされている場合は、以下のアドレスからのメール受信が可能な設定にしてください。

「denshi-shinsei@e-tumo-mail.bizplat.asp.lgwan.jp」

※入力終了後は、電子申請サービス上での回答の編集・取り下げはしないでください。

(2) 申込期限

令和8年6月9日(火)17:00

〔 他県の受講希望者も申込を受け付けますが、当該科目が定員に達した場合には、高知県内の学校に勤務する者を優先して受講を決定します。 〕

(3) 受講の可否について

受講の可否は、6月25日(木)までに、通知を送付します。(所属長経由で通知します。)

11 その他の留意事項

- (1) 日程や会場等に変更がある場合は、まず、受講承認の通知と教職員・福利課ホームページでお知らせします。なお、受講承認の通知を送付した時点で、予定通り実施する方向であっても、不測の事態により延期又は中止をせざるを得ない状況が生じる場合があります。その場合は、講習前日の午後4時までに教職員・福利課ホームページに掲載しますので、ご確認ください。また、当課から個別に連絡する場合がありますので、申込時には確実に連絡を受けることができる連絡先を登録してください。

【教職員・福利課ホームページ】

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310000/310601/>



- (2) 会場について(※会場案内及び以下の事項を必ずご確認ください。)
- ① 高知県立人権啓発センター・高知大学は、公共交通機関等でお越しください。
(高知県立人権啓発センターは自転車・自動二輪車・自動車、高知大学は自動車の乗り入れは不可です。)
また、高知県立人権啓発センターについては会場内飲食禁止のため昼食をとることが出来ませんので、ご注意ください。
- ② 高知県立高知青少年の家は、「会場案内」に示す場所に駐車可能です。ただし、主催者側が敷地内等すべての駐車場をお借りしている状況ではありません。他の施設利用者等も駐車しますので、指定する駐車場が不足した場合についての対応は、各会場となる施設側や主催者側は行いません。駐車場の空き状況を確認するために、各会場となる施設側や、主催者側への連絡はしないでください。(乗り合わせや、公共交通機関のご利用等もご検討ください。)
- ③ 各会場への往復や休み時間等を利用した移動、敷地内(駐車場含む)での事故・トラブル等については、各会場となる施設側や主催者側は一切責任を負いません。駐車場に関するトラブル等によって指定された時間に遅れた場合は、遅刻扱いとなります。
- ④ 会場内で発生したゴミは必ずお持ち帰りください。会場敷地内のゴミ箱は使用できません。
- (3) 受講申込み終了後から受講可否の通知までの間にやむを得ない事由により受講できないこととなった場合は、速やかに県教育委員会事務局教職員・福利課人事企画担当に電話で連絡してください。(その際に、電子申請システムの整理番号、所属、氏名、取り下げの理由をお伝えください。)
- (4) 当課から受講承認の通知を送付した後に、やむを得ない事由により受講できないこととなった場合は、所属長を通じて受講辞退届(教職員・福利課ホームページからダウンロードしてください。)を提出してください。
- (5) 受講に際して、拡大文字や手話通訳等の配慮を必要とされる方は、受講申込時に「受講の際の配慮事項」欄へ記入してください。記入がない場合は、受講当日に対応できない場合があります。なお、車いす等補助具は各自でご用意ください。
- (6) 当講習は、文部科学省へ認定申請中であり、実施計画が一部変更となる場合があります。

12 問い合わせ先

(1) 認定講習の実施に関すること

高知県教育委員会 教職員・福利課
人事企画担当 電話:088-821-4812

(2) 免許状の申請に関すること

必要な単位の詳細な内訳等、免許状の申請に関する内容は、まずは教職員・福利課ホームページをご確認ください。そのうえでご不明な点がある場合は、免許担当が詳細を確認してお答えいたしますので、免許お問い合わせフォームに入力をお願いします。

【教職員・福利課 教員免許のページ】

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/menkyo/>

